

京都市立病院整備運営事業

「添付資料3-4 要求水準書4 施設維持管理業務」に関する質問

No.	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答			
		本文										
		第1	1	(1)	ア	(ア)						
1	5	1	1	5			事業者が負担する費用(表)	「事業者が行う保守管理に係る費用」のうち、関係法令に基づく調査及び検査について、法令改正等により提案時よりも係る費用が増加となった場合、増加分は病院側にてご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。(例えば、建築基準法の改正により、調査及び検査項目が追加されたり、実施回数が増加した場合等を指します。)	「法制度の新設・変更に関するもの」は、本市が負担するものと考えていただいて結構です。			
2	15	1	3	3	イ	オ	駐車料金の還付金の支払	想定質問回答No.8に「金銭收受に係る各種支払」の具体的な業務内容として、駐車料金の無料化手続を行わなかつた患者への還付金の支払いがありますが、当該業務の具体的な手順と発生頻度をご教示下さい。	現在は、所定の様式にて、申請者から提出された書類を審査し、適切であると判断すれば、銀行振込にて還付しています。 なお、平成20年度は、概ね月1回程度の申請がありました。			